

 市 章	彦 根 市 公 報	令和 6 年 (2024 年) 3 月 1 日 第 1 9 1 1 号 金 曜 日
		定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 告示	
11 認可地縁団体の告示事項の変更.....	1
○ 公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	2
一般競争入札 (郵便入札) の実施について	2
彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	5
○ 教育委員会告示	
2 指定管理者の指定.....	5
3 指定管理者の指定.....	5
4 彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱	6
5 彦根市教育委員会会議の招集.....	10
○ 選挙管理委員会告示	
2 彦根市選挙管理委員会の招集.....	11
○ 農業委員会告示	
1 彦根市農業委員会定期総会の招集	11
○ 千福財産区告示	
1 彦根市千福財産区議会の招集.....	11
○ 河瀬財産区告示	
1 彦根市河瀬財産区議会の招集.....	11

告 示

彦根市告示第 11 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 14 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
佐和町第 3 部自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
上平流町内会	藤野 和幸 (略)	門脇 勝人 (略)

佐和町第 3 部自治会	吉田 勇 (略)	田中 宏一 (略)
小泉町町内会	北村 光夫 (略)	北川 元洋 (略)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 5 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市高宮町 2935 番地 山甚開発株式会社 代表取締役 山口 甚五郎	彦根市森堂町字上箱 82 番 1 彦根市森堂町字塚越 104 番、105 番、106 番、106 番 2、106 番 3 および 107 番	4,236.67 m ²	令和 6.2.5	971

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市保健・医療複合施設くすのきセンター

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	彦根市八坂町 1900 番地 4(彦根市立病院敷地内)	1 階ロビー (別紙図面参照)	1.440 m ² (W1.60 m × D0.90m)	2m以内	93,690 円

(4) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市保健・医療複合施設飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および彦根市保健・医療複合施設飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- 法人にあっては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。

- (5) 個人にあっては彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。
- (8) 法人にあっては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (9) 個人にあっては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和 6 年 2 月 8 日(木)から同月 19 日(月)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および 5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留(彦根市福祉保健部健康推進課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 3 月 5 日(火)までに彦根郵便局において彦根市福祉保健部健康推進課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

令和 6 年 3 月 6 日(水) 午前 10 時

(2) 場所

彦根市保健・医療複合施設くすのきセンター 3 階研修室

所在地 彦根市八坂町 1900 番地 4

電話 0749-24-0816(彦根市福祉保健部健康推進課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市福祉保健部健康推進課に直接提出されるなど、4 および 5(1)の送付方法によらない入札

ウ 5(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市福祉保健部健康推進課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について2以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市八坂町 1900 番地 4

彦根市福祉保健部健康推進課

(2) 閲覧および交付の期間

令和6年2月8日(木)から同年3月5日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/4/jigyousha/16030.html

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

彦根市福祉保健部健康推進課

(住所) 522-0057 彦根市八坂町 1900 番地 4

(TEL) 0749-24-0816

(FAX) 0749-24-5870

(E-mail) kenko@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、下記のとおり公告し、図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 施行者の名称

彦根市

2 都市計画事業の種類および名称

彦根長浜都市計画道路事業 3・5・113号 稲枝西口停車場線

3 事業施行期間

平成26年5月14日から令和9年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 縦覧場所

彦根市元町4番2号 彦根市役所建設部市街地整備課

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 14 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
長浜市小堀町 400 番地の 1 株式会社辰誠建設 代表取締役 馬場 鋭州	彦根市古沢町字松縄手北 627 番 10 の一部 彦根市古沢町字御殿道 757 番 6 の一部	1, 312. 91 m ² (第 2 工区)	令和 6. 2. 14	917-2

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 15 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市上岡部町字西川原 552 番 3、553 番 1、554 番 6、560 番および 561 番	256. 62 m ²	令和 6. 2. 15	989

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)第 18 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 5 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
- (1) 名 称 彦根市中地区公民館
- (2) 所在地 彦根市大藪町 2610 番地
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
- (1) 名 称 中地区交流の館運営協議会
- (2) 代表者 会長 伊富貴 和 雄
- (3) 所在地 彦根市西今町 1051 番地 40
- 3 指定期間
- 令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

彦根市教育委員会告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号)第 18 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 5 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地
- (1) 名 称 彦根市稲枝地区公民館
- (2) 所在地 彦根市本庄町 60 番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地

- (1) 名 称 稲枝地区公民館運営委員会
- (2) 代表者 委員長 田 村 宗 久
- (3) 所在地 彦根市金田町 241 番地

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

彦根市教育委員会告示第 4 号

彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 7 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、医療的ケアを必要とする児童または生徒(以下「児童生徒」という。)が学習活動の継続性を保持し、意欲的に学習に取り組み、安心して学校生活を送ることができるよう支援するため、医療的ケア事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「医療的ケア」とは、身体機能の維持または健康の保持のために必要不可欠な医療的な行為で、医師が必要と認め、かつ、医師の指示の範囲内において行うものをいう。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。この場合において、教育委員会は、医療的ケア事業の実施に関し、その全部または一部を訪問看護事業者等に委託することができるものとする。

(医療的ケア事業)

第 4 条 医療的ケア事業は、彦根市立小学校および中学校(以下「小中学校」という。)において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、その保護者に代わり、医療的ケアを行う事業とする。

2 医療的ケア事業の対象となる児童生徒は、次の要件を満たす児童生徒とする。

- (1) 小中学校に在籍すること。
 - (2) 医療的ケアが長期間にわたり必要であり、かつ、身体の状態が安定していること。
- 3 医療的ケア事業の対象となる医療的ケアは、児童生徒に対してその保護者が日常的かつ継続的に行っている医療的な行為とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、児童生徒の体調不良が予見されるときその他学校長が必要と認めるときは、学校長の指示により当該児童生徒の保護者が医療的ケアを行うものとする。

(利用申請)

第 5 条 医療的ケア事業の利用を希望する児童生徒の保護者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに彦根市医療的ケア事業利用申請書(別記様式第 1 号)に医療的ケアの実施についての主治医の意見書(別記様式第 2 号。以下「主治医の意見書」という。)を添えて教育委員会に提出するものとする。ただし、第 2 号に掲げる場合において、次年度の医療的ケアの内容に変更がないときは、主治医の意見書の提出を省略することができる。

- (1) 新たに医療的ケア事業の利用を希望する場合 新たに医療的ケア事業の利用を開始する日の属する年度の前年度の 9 月末日
- (2) 医療的ケア事業を利用している者が次年度において引き続き医療的ケア事業の利用を希望する場合 当該年度の 12 月末日

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、児童生徒の疾病その他のやむを得ない理由により新たに医療的ケアが必要となった場合において、当該児童生徒の保護者が医療的ケア事業の利用を希望するときは、当該児童生徒の保護者は、当該理由が生じた日後速やかに同項に規定する申請書に主治医の意見書を添えて教育委員会に提出するものとする。

(利用決定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、医療的ケア事業の利用の可否を決定したときは、彦根市医療的ケア事業利用可否決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の決定について、必要な条件を付することができる。

(医療的ケアの実施)

第7条 医療的ケアは、原則として看護師その他医療行為に関し専門的な知識等を有する者のうち教育委員会が認めるものを行うものとする。

2 医療的ケアを行う者(以下「実施者」という。)は、前条の規定により医療的ケア事業の利用を決定した児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)に対し、主治医、学校医その他医療関係者との連携に努め、主治医の意見書に基づき、医療的ケアを行うものとする。

3 医療的ケアの実施に当たっては、対象児童生徒ごとに必要な手順を定めるものとする。

4 実施者は、医療的ケアの実施について、適時に、主治医による指導および保護者による指示を受けるものとする。

5 実施者は、医療的ケアの実施前または実施中に対象児童生徒の健康状態等に異状が認められた場合は、医療的ケアを中止するものとする。

6 前項の場合において、学校長は、保護者に連絡し、当該保護者の指示を受けるとともに、当該指示を実施者と共有するものとする。

(記録表)

第8条 医療的ケアを実施した日ごとに、実施者は医療的ケアの実施状況等を記録表に記録し、学校長は当該記録表を確認するものとする。

2 前項の記録表は、当該小中学校において、適切に管理するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 学校長および実施者は、あらかじめ主治医の指示の内容、対象児童生徒の緊急時の搬送先の医療機関、緊急連絡先その他の対象児童生徒の緊急時の対応に必要な事項を記した緊急対応表を対象児童生徒の主治医および保護者と協議の上作成し、緊急時には、当該緊急対応表に基づき対応するものとする。

(医療的ケアの内容の変更)

第10条 対象児童生徒の保護者は、医療的ケアの内容が変更になる場合は、改めて彦根市医療的ケア事業利用申請書に主治医の意見書を添えて教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申請に係る医療的ケア事業の利用の可否の決定については、第6条の規定を適用する。

(保護者の責務)

第11条 対象児童生徒の保護者は、次に掲げる責務を負う。

(1) 医療的ケアに必要な医療機器、器具および消耗品(以下「医療機器等」という。)を準備し、医療機器等が正常に動作するよう、点検し、管理すること。

(2) 対象児童生徒の健康状態、医療的ケアの内容等を、学校長および実施者に適切に連絡すること。

(3) 主治医、学校長および実施者との連携に努め、定期的に主治医が確認し、または修正した指示書を提出すること。

(4) やむを得ない事情により実施者が不在となるときは、学校長の求めに応じ、対象児童生徒の医療的ケアに係る必要な協力を行うこと。

(5) 緊急時の連絡先を学校長に報告するとともに、学校長から連絡があった場合は、速やかに対応すること。

(6) 初めて医療的ケア事業を利用する場合等は、実施者が対象児童生徒に対する医療的ケアに係る技術を習得し、安全かつ確実に当該医療的ケアを実施できるようになるまでの間は、実施者とともに医療的ケアを行うこと。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、医療的ケア事業の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

住所

申請者(保護者)

(自署または記名押印)

彦根市医療的ケア事業利用申請書(新規・継続・変更)

医療的ケア事業の利用について、下記のとおり申請します。

なお、医療的ケア事業の利用に関し、彦根市教育委員会が、当該児童生徒の個人情報を利用し、
ならびに主治医等への情報提供および問合せを行うことに同意します。

記

児童生徒の氏名		性別	
児童生徒の生年月日	年 月 日		
医療的ケアの実施を希望する学校	彦根市立 学校		
医療的ケアの内容			
緊急時の連絡先	氏名	電話番号	
主治医の情報	氏名 医療機関名 診療科名		

様式第2号(第5条関係)

医療的ケアの実施についての主治医の意見書

児童生徒の氏名		
児童生徒の生年月日		
診断名		
現 状	投与中の薬剤	
	装着・使用の医療機器等	
医療的ケアに係る指示および意見		
学校生活における留意事項		

年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

主治医氏名

(自署または記名押印)

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

彦根市教育委員会



彦根市医療的ケア事業利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請がありました医療的ケア事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

児童生徒の氏名	
事業の利用の可否	可 ・ 可(一部に限る。) ・ 否
医療的ケアの内容	
医療的ケアの実施者	看護師 ・ その他()
否の理由	

彦根市教育委員会告示第 5 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 13 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

- 日 時 令和 6 年 2 月 22 日(木)午後 1 時 30 分から
- 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 議 題
 - 令和 6 年度教育関連当初予算について
 - 令和 5 年度 2 月補正(第 10 号補正)予算について
 - 彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について
 - 彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案について

彦根市選挙管理委員会告示第2号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和6年2月6日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

記

- 1 日時 令和6年2月7日(水) 午前9時30分
- 2 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 3 議題
 - (1) 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (2) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (3) その他

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第1号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和6年2月2日

彦根市農業委員会
会長 田中 金二

記

- 1 日時 令和6年2月9日(金) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 3 議題
 - (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (3) 彦根市農用地利用集積計画(案)について
 - (4) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

千福財産区告示

彦根市千福財産区告示第1号

彦根市千福財産区議会を下記のとおり招集する。

令和6年2月6日

彦根市千福財産区管理者
彦根市長 和田 裕行

記

- 1 日時 令和6年2月16日(金) 午後4時から
- 2 場所 彦根市東沼波町249番地1 東沼波会館
- 3 議案
 - (1) 令和4年度(2022年度)彦根市千福財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
 - (2) 令和6年度(2024年度)彦根市千福財産区会計予算

河瀬財産区告示

彦根市河瀬財産区告示第1号

彦根市河瀬財産区議会を下記のとおり招集する。

令和6年2月6日

彦根市河瀬財産区管理者
彦根市長 和田 裕行

記

1 日時 令和 6 年 2 月 21 日(水)午後 4 時から

2 場所 彦根市西葛籠町 321 番地 河瀬自治会館

3 議案

(1) 令和 4 年度(2022 年度)彦根市河瀬財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

(2) 令和 6 年度(2024 年度)彦根市河瀬財産区会計予算
